

○総務省告示第四百七号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十七年十一月二十六日

総務大臣 山本 早苗

第2の第2表中

6570-6870	固定 J161 固定衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
6570-6870 J187A	固定	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	

を

に、

	固定衛星（地球から宇宙） J161	一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
--	----------------------	---------------------------	--

7425-7750 J189B	固定 固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	
--------------------	--------------------	--	--

7425-7750 J187A J189B	固定 固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用	
--------------------------	--------------------	---	--

改める。

第2の国内周波数分配の脚注 J187 の次に次のように加える。

J187A

この周波数帯は、固定業務の局及び固定衛星業務の局に対して有害な混信を生じさせないこと並びにこれらの局からの保護を要求しないことを条件として陸上移動業務の公共業務用にも使用することができる。